

国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員に関する細則の一部改正

現行			改正			改正理由
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
番号	教育研究組織	職等	番号	教育研究組織	職等	
1	グローバルイノベーション研究院	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー教授 ・キャリアチャレンジ教授 (任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与された後の職を含む。) 	1	グローバルイノベーション研究院	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー教授 ・キャリアチャレンジ教授 (任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与された後の職を含む。) ・教授及び准教授 	
2	国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第4条第2項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ディスティングイッシュトプロフェッサー ・テニュアトラック教員(テニュア付与後の職を含む。) 	2	国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第4条第2項、第5条第1項、 <u>第5条の2第1項</u> 並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ディスティングイッシュトプロフェッサー ・テニュアトラック教員(テニュア付与後の職を含む。) 	
3	国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程(以下「教員任期規程」という。)別表第9号から <u>第13号</u> までに定める施設	教員任期規程別表第9号から <u>第13号</u> までに定める職(任期の定めのない教育職員となった後の職を含む。)	3	国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程(以下「教員任期規程」という。)別表第9号から <u>第12号</u> までに定める <u>組織及び施設</u>	教員任期規程別表第9号から <u>第12号</u> までに定める職(任期の定めのない教育職員となった後の職を含む。)	
(略)			(略)			

附 則(平成30年4月1日細則第9号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。